

公告 第 7-7 号
令和 7 年 9 月 16 日

東宝健康保険組合
理事長 松浦 容子

「組合会互選議員」の選挙について

当組合の最高議決機関である「組合会」は、事業主が選任する「選定議員」13名と被保険者の互選により選出する「互選議員」13名、計26名によって運営されることに「組合規約」で規程されています。いずれの議員も任期は3年となっています。

現在の議員の任期は、来る10月3日（金）で満了となります。これに伴い、「選定議員」は10月1日（火）付で代表事業主に新たに選任していただきます。また、「互選議員」選出のための選挙は、下記の要領にて実施しますので、お知らせいたします。

なお、現行、選挙区は全事業所を1つの選挙区として実施しておりますので、今回も同様の実施となります。

1. 選挙する人

10月1日現在の東宝健康保険組合の被保険者（任意継続被保険者を含む）

2. 選挙される人および立候補締切り日

東宝健康保険組合の被保険者であれば、どなたでも立候補できます。立候補される方は、「立候補届」と「推薦届」（20名の被保険者の署名・捺印のあるもの）を、9月26日（金）までに選挙長に提出してください。（届出用紙は選挙長のところにあります）

なお、規程により「任意継続被保険者」の方は立候補できません。

3. 投票の方法、日時

別添（公告第7-8号）により実施します。立候補者の氏名は9月26日（金）に公告しますので、指定された各地区の投票所において投票をしてください。なお、郵便投票される方は、投票が10月1日（水）午後3時までに選挙長に到着するよう留意してください。

4. 立候補者が議員定数を超えないときは無投票当選となります。

以 上